日本質的心理学会　名誉会員規程

第１条　日本質的心理学会会則第５条に基づき、本学会の活動および質的心理学とその関連分野に卓越した功績を有する正会員を名誉会員にする場合はこの規程によって行う。

第２条　常任理事会は、総会に名誉会員を推薦することができる。

第３条　名誉会員の選考は以下の手続きに従うものとする。
（１）理事は常任理事会に対して名誉会員にふさわしい正会員を推薦することができる。
（２）常任理事会は推薦があった場合、速やかに審議を行い、妥当と判断した場合には総会に推薦する。
（３）総会で承認された者は名誉会員の資格を有するものとする。
（４）満 70 歳以上の正会員とする。また推薦人数は原則として年若干名とする。

第４条　名誉会員には次の各号が適用される。
（１）正会員としての会費が免除される。
（２）全国大会への参加費が免除される。
（３）役員選挙の選挙権、被選挙権は有しない。
（４）上記以外の事項については、正会員と同じ扱いとする。

第５条　名誉会員が本学会の名誉を著しく損なう行為を行った場合は、理事会および総会の議を経て、その称号を取り消すことができる。

第６条　この規程を変更する場合は、常任理事会で審議を行う。

附則
1　この規則は 2013 年 4 月 1 日より施行する。
2　この規則は一部改訂し、2016 年 6 月 26 日より施行する。